

領域と分野	分野別目標
2-5 喫煙	成人の喫煙率を下げる

1

2

【望ましい姿】

3

都民がたばこの健康影響を理解しています。また、禁煙を希望する都民は、

4

必要に応じて、支援を受けるなどしながら禁煙に取り組んでいます。

5

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づき、屋内での受動喫煙防止

6

が徹底されているとともに、喫煙所が適切に設置されるなど、吸う人も吸わない人も誰もが快適に暮らせるような街が整備されています。

7

8

9

【これまでの主な取組】

10

○ 喫煙の健康影響について、リーフレット、ポスター等の配布や、ホームページへの掲載、動画作成、禁煙週間におけるパネル展等による普及啓発を実施

11

12

13

○ 事業者が職場で適切な受動喫煙防止対策を実施する際の手引となるよう、職域向けハンドブックを作成するとともに、研修会を実施

14

15

○ 未成年者の喫煙防止と、喫煙・受動喫煙による健康影響について、中学生向け喫煙防止リーフレットの配布や、全小・中・高等学校を対象としたポスターコンクールの実施、また、未成年者喫煙防止教育動画を活用した普及啓発を実施

16

17

18

19

○ 妊産婦のたばこによる健康影響や妊産婦及び乳幼児の受動喫煙による健康影響についての情報をホームページに掲載

20

21

○ 子供の生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するため、「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（平成 29 年条例第 73 号）」を施行し、都民に対して、いかなる場所においても、子供に受動喫煙をさせることのないよう努めることなどについて普及啓発を実施

22

23

24

25

○ 卒煙支援のリーフレットの作成や、ニコチン依存治療保険適用医療機関情報のホームページでの提供などにより、禁煙希望者への支援を実施

26

27

28

○ 職域団体と連携し、都がこれまで蓄積してきた健康づくり等の知見の普及啓発を行い、事業者の取組を支援

29

30

○ 都民が自らの意思で受動喫煙を避けられる環境整備を促進することで、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止するため、「東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年条例第 75 号）」を制定（平成 32（2020）年までに全面施行の予定）

31

32

33

○ 区市町村の取組に対して、包括補助による財政的支援を実施

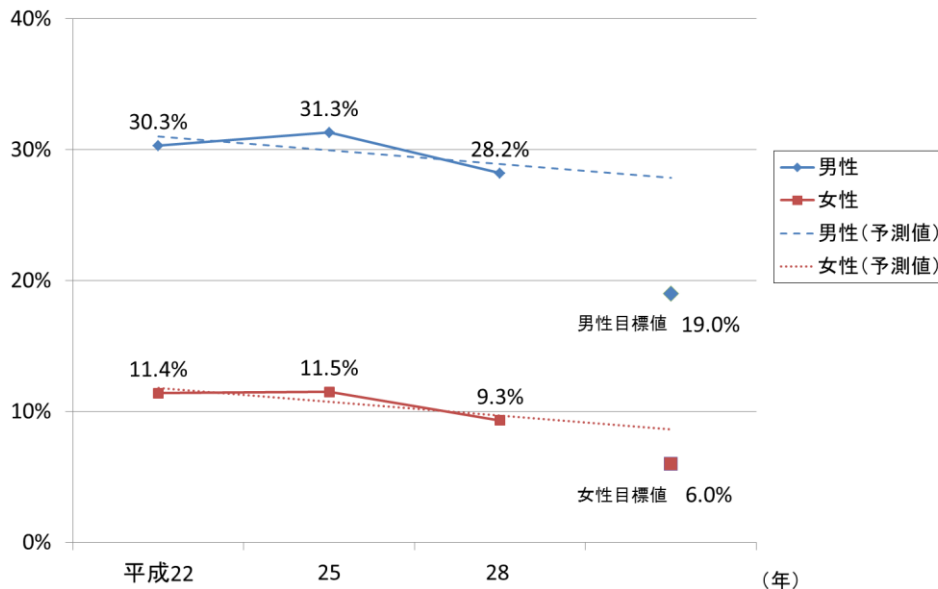
34

1 【指標の達成状況及び評価】

2 ○ 成人の喫煙率は、男女ともに減少しており、指標は改善傾向にあること
 3 から、評価を a としました。しかし、ここ数年は減少幅が小さくなって
 4 ることから、このままでは特に男性について、目標値に到達することが困
 5 難と推測されます。<図●>

指 標		指標の 方向性	ハ・スライ値 (H22)	現状値 (H28)	増減率	評価
成人の喫煙率	男性	下げる (19%)	30.3%	28.2%	▽ 6.9%	a
	女性	下げる (6%)	11.4%	9.3%	▽ 18.4%	

6
7 <図●> 成人の喫煙率の推移(東京都)



資料:「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

1 **【参考指標の数値の推移】**

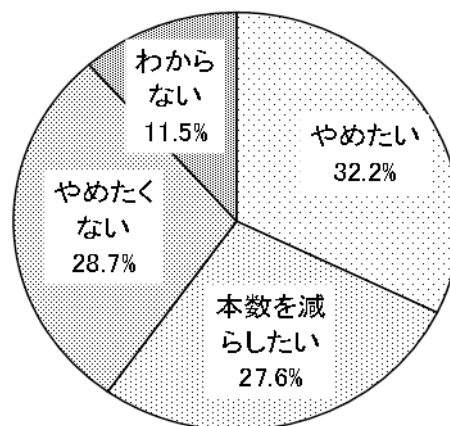
- 2 ○ 受動喫煙の機会を有する者の割合は、参考指標策定時の出典「東京都がん
3 予防・検診等実態調査」において、現在に至るまで調査が行われていないた
4 め、現状値が把握できませんでした。

参考指標		パースライヴ値 (H25)	現状値
受動喫煙の機会を有する者の割合	職場	15.4%	—
	飲食店	50.7%	—

5
6 **【現状と課題】**

- 7 ○ 喫煙は、がん、循環器疾患、COPD を含む呼吸器疾患、糖尿病、周産期
8 の異常や歯周疾患等のリスクを高めるとされています。また、「喫煙と健康
9 喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成 28 年 8 月）」（喫煙の健康影響
10 に関する検討会編）によると、受動喫煙のある人はない人に比べ肺がんリス
11 クが約 1.3 倍、また受動喫煙による死亡が、約 15,000 人になると推定さ
12 れています。
- 13 ○ 成人喫煙率は減少傾向にありますが、ここ数年は下げ幅が小さくなってお
14 り、喫煙率の低下と受動喫煙防止に向けたさらなる取組が必要です。
- 15 ○ 都民の世論調査（平成 28 年度）の結果では、喫煙者のうち、喫煙習慣を
16 見直したいと考えている人が 6 割近くいます。たばこに含まれるニコチンに
17 は強い依存性があることから、たばこをやめたい喫煙者への禁煙・卒煙支援
18 が重要です。＜参考図●＞

19
20 **＜参考図●＞喫煙習慣見直しに対する意欲（東京都 平成 28 年度）【再掲】**



21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31 資料：「健康と保健医療に関する世論調査」（東京都生活文化局）
32
33

1
2 **【取組の方向性】**

3 **■喫煙率減少に向けた取組の推進**

4 喫煙や受動喫煙が、健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされて
5 おり、COPDを含む呼吸器疾患、糖尿病、肺がん、乳幼児突然死症候群や
6 虚血性心疾患等のリスクを高めるとされていることから、正しい知識の普及
7 に加え、禁煙希望者を支援するため禁煙外来等の周知や、禁煙支援を行う区
8 市町村への支援などを行います。

9
10 **■未成年者・妊娠中の喫煙防止**

11 学習指導要領に基づいた喫煙防止教育を推進するとともに、未成年者の喫
12 煙防止と喫煙・受動喫煙による健康影響について、小・中・高校生向け喫煙
13 防止リーフレットの配布や、全小・中・高等学校を対象としたポスターコン
14 クールの実施、また、未成年者喫煙防止教育動画を活用した普及啓発を行
15 います。

16 さらに、各種広報媒体や母子保健事業における保健指導を通じて、妊娠
17 中・授乳中の女性の喫煙防止に努めます。

18
19 **■受動喫煙の防止**

20 改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙の健康影響
21 についての正しい理解の促進を図るため、様々な媒体を活用した効果的な普
22 及啓発を行います。

23 また、屋内での受動喫煙防止の徹底に向け、公衆喫煙所を整備する区市町
24 村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者への支援を行
25 います。

26
27 **■関連計画との整合性**

28 「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」とも整合性を図り、都民の健
29 康増進を推進していきます。

30
31
32
33
34
35
36
37
38

1
2 **【最終評価に向けた目標・指標の見直し】**

- 3 ○ 指標「成人の喫煙率」について、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」
4 との整合を図るため、男女総数の指標を追加します。

5
6 **（見直し後の指標）**

指 標		指標の 方向性	パースティ値 (H22)	現状値 (H28)
成人の喫煙率	総数	下げる (12%)	20.3%	18.3%
	男性	下げる (19%)	30.3%	28.2%
	女性	下げる (6%)	11.4%	9.3%

- 7
8 ○ 参考指標「受動喫煙の機会を有する者の割合」について、参考指標設定時
9 の出典「東京都がん予防・検診等実態調査」において、現在に至るまで調査
10 が行われていないことから、同参考指標を削除します。

11 それに代わり、「東京都がん対策推進計画（第二次改定）」との整合性を図
12 り、新たに参考指標として「受動喫煙の機会（出典「東京都民の健康・栄養
13 状況）」を追加します。

14
15 **（見直し後の参考指標）**

参考指標		パースティ値 (H25)	現状値 (H28)
受動喫煙の機会	行政機関	14.9%	8.0%
	医療機関	6.0%	6.5%
	職場	38.5%	37.5%
	飲食店	64.8%	50.7%

16
17
18
19
20
21
22